

2010年度 事業計画

特定非営利活動法人

町田市学童保育クラブの会

はじめに

— 国・都・町田市における学童保育をめぐる動き —

<子どもの放課後の居場所について>

近年、「放課後の子どもの居場所」はどうあるべきか、少子高齢化社会への対応とともに、大きな課題となっています。2007年度より始まった「放課後子どもプラン」は、「放課後の児童の居場所づくり」を目的として「放課後子ども教室」事業と「学童保育事業」を一体的・連携的に運用することを掲げました。

町田では、2008年度に「子どもの居場所づくり懇談会」が「放課後の子どもの居場所のあり方」を検討し、提言をとりまとめました。提言をもとに、2009年7月に子どもの遊び場見守り事業「まちとも」が開始しました。

今後も「まちとも」事業が地域の実情に合わせ展開していくことが予想されます。学童保育は「子どもの放課後の居場所」の役割を担う施設として、今後「まちとも」事業を含め、地域で「子どもの居場所づくり」をめざす諸団体との連携が求められています。

<大規模化・時間延長の問題>

全国的に大規模化・過密化する施設が増加しています。国は、2008年2月に「新待機児童ゼロ作戦」で、学童保育の利用児童を10年間で3倍に増やす目標を発表しました。この方針を遂行するため、次世代育成支援対策推進法の改正を行い、自治体に義務づけている後期地域行動計画（2010～14年度）の中で、「学童保育の飛躍的な整備を図ること」を求めています。

さらに、国は「放課後子どもプラン」の中で、71名以上の施設の分割を促進するため、当初2009年度で補助金を打ち切る方針でしたが、実態として全体の1割を超す2,144ヶ所が71名以上の施設であることから、2010年度以降も補助を継続することになりました。

町田では、大規模化問題に対し、2009年4月に全ての小学校区に学童保育クラブの設置を実現させること、および既存施設の増築を行うことで対応してきました。

現在、遠隔地にある施設を小学校内に移転させることを当面の目標とし、1小学校区2ヶ所以上の複数設置は行わない方針です。

また、東京都は2010年1月に、『「10年後の東京」への実行プログラム2010』を発表しました。その中で、3年後の到達目標として「都型学童クラブ（仮称）」を創設し、登録児童数を11,000人増やすこと、および学童保育の時間延長を掲げています。

<指定管理者制度>

2003年に地方自治法が改正され、指定管理者制度を学童保育事業に導入する自治体が増えました。2009年5月時点で、全国で1,722か所の学童保育が指定管理者制度による運営となっています。

町田では、今年度4月時点で43クラブ中、35クラブが指定管理者による運営となります。指定管理者制度が導入された当初は、指定管理期間は3年を基本としていましたが、2009年度より5年となり、3年経過後の学童保育クラブは順次、再選定を迎えています。

I. 事業概要

1. 法人事業

1) 基本理念

地域における子育て支援事業を通し、以下のことを目標とする。

- (1) 子ども達が健やかに成長できる地域
- (2) 子どもの発達を保障し最善の利益を尊重する子育て環境づくり
- (3) 子どもと家庭を見守り、支えあえる地域
- (4) 子ども・保護者・市民が相互に交流し、理解とふれあいを深める環境づくり
- (5) 市内の子育て支援ネットワークの一員としての責務を果たす

2) 基本事業

(1) 子育て支援事業

乳幼児の子育て支援事業（ぷちくれよんひろば）

(2) 子育て支援事業に関する調査・研究活動

(3) 啓発活動および情報提供

- ①機関紙「くれよん」の発行
- ②ホームページの作成
- ③その他必要な事項

3) 個人情報保護

(1) 個人情報の適正な管理

(2) 職員教育の徹底

4) 苦情解決

法人の苦情解決制度による適正な運用

5) 内部統制

監事による法人事業全般に関する適正な監査の実施

2. 学童保育事業

1) 事業の目的

保護者の就労等により放課後の保育を必要とする小学生を、異年齢子ども集団の優位性を発揮し、その心身共に豊かな発達を保障することをめざし、あわせて地域における「子育て支援」の一端を積極的に担う。

2) 事業の運営方針

- (1) 保護者と職員が力をあわせ、児童によりよい環境を創る
- (2) 保護者が安心して働くことができるよう、保育の充実をめざす
- (3) 子育て相談機関としての役割を自覚し、地域に開かれた学童保育をめざす

3) 事業の運営形態

町田市学童保育クラブ設置条例に基づく指定管理者として、協定により運営を行う。

4) 利用対象者

(1) 利用対象者

- ①町田市の要綱等の定めにより入会を許可された児童
- ②町田市の依頼による緊急一時保護を要する児童

(2) 定員

町田市の要綱等の定めによる児童数

(3) 利用期間

年度ごとの利用申請とする

5) 施設の名称および所在地

名 称	所在地	備 考
大蔵学童保育クラブ	大蔵町 2 8 6	大蔵小学校内
大戸のびっ子学童保育クラブ	相原町 3 7 6 5 - 3	大戸小学校内
金井学童保育クラブ	金井町 2612 - 183	金井小学校内
高ヶ坂けやき学童保育クラブ	高ヶ坂 7 2 9	高ヶ坂小学校内
函師学童保育クラブ	函師町 2 3 9 - 1 9	函師小学校内
そよかぜ学童保育クラブ	成瀬 4 7 9 7	南第二小学校内
つくし野学童保育クラブ	つくし野 2 - 21 - 11	つくし野小学校内
鶴川学童保育クラブ	鶴川 6 - 5	鶴川第三小学校内
どろん子学童保育クラブ	金森 1 1 0 0 - 1	南第四小学校隣接
忠生学童保育所なかよしクラブ		
第一なかよし	忠生 3 - 1 2 - 1 1	忠生第一小学校隣接
第二なかよし	忠生 3 - 1 0 - 2	忠生第一小学校内
成瀬学童保育クラブ (あおぞら)	成瀬 2 1 4 9 - 1	成瀬センター隣接
わんぱく学童保育クラブ	小川 3 - 1 0 - 1	小川小学校内

3. 中期計画の展開 (～2011 年度)

第 1 期中期計画の 2 年目である 2010 年度は、掲げられた計画の達成度を検証し、具体化をはかる。

<中期計画目標>

- (1) 学童対象家庭以外を対象とする事業を開始・本格化し、より広がりのある「地域における子育ての拠点」を目指します。
- (2) 法人の「学童保育所保育指針」をさらに深めていくこと、そのための仕組み、体制を整え、非常勤職員に至るまで徹底できる組織体質を作り上げます。
- (3) 法人の実施するあらゆる活動と、そこから生まれる結びつきをフルに活用し、法人のネットワークを広げていくことを目指します。
- (4) 子育てをする家庭と法人がさらに一緒に「考えあい、作り上げていく」組織となり、「子どもたちの環境」「子育て環境」をさらに豊かなものにすること。また法人の運営と財政の確立・強化をすすめます。

6) 児童数および職員配置

クラブ名	2010年度 児童定数	障がい児	正規	嘱託	非常勤
大蔵	95	1	2	2	4
大戸のびっ子	45	1	2		1
金井	65	8	2		9
高ヶ坂けやき	45	1	2		2
図師	65	1	2		3
そよかぜ	65	3	2		4
つくし野	45	0	2		1
鶴川	65	1	2		3
どろん子	85	9	2	2	10
なかよし	105	3	3	1	6
成瀬	45	3	2		4
わんぱく	65	2	2		4
事務局			2		0
計	790	33	27	5	51

7) 事業内容

(1) 学童保育事業

- ①保護者との協働による保育の実施
- ②施設維持・管理業務
- ③事務に関する業務
- ④苦情解決に関する業務

(2) 学童保育の啓発活動

- ①ニュースの発行
- ②ホームページの作成

(3) 関係機関、団体との連携

(4) その他

8) 指定管理者制度

指定管理期間	クラブ名
2010年度まで	金井、鶴川、どろん子
2013年度まで	大蔵、高ヶ坂けやき、図師、そよかぜ つくし野、なかよし、成瀬、わんぱく
2014年度まで	大戸のびっ子

Ⅱ. 法 人 事 業

1. 組織運営

1) 理事会

この会の事業計画および予算の作成、人事に関する決定を行い、この会の円滑な運営および経営に責任を負う。

2) 評議員会

この会の業務執行に関する重要な事項で、理事会から報告を受け、意見を求められた事項の審議を行う。年2回開催予定（5月・3月）

3) 事務局

この会の業務を円滑に実施するため、会の事務を処理し定款の定める事業を推進する。また、統括主任とともに人材育成として職員研修を実施し、人事考課制度の適正な運用を図る。事務局機能を強化するため、統括主任を3名とする。

4) 各種委員会

名 称	グループ	内 容
調査研究委員会	利用者アンケート	利用者満足度の調査結果を分析し、改善・向上への方策に関する調査および研究
	大規模化問題	「町田市学童保育設置基準(案)」をもとに、大規模化問題解消のための調査および研究
	学童保育所保育指針	学童保育所保育指針(第1版)の改定に関する調査および研究
広報委員会	広報紙「くれよん」	広報紙「くれよん」の定期発行
	ホームページ	法人HPおよびクラブ単位HPの充実 法人パンフレットの改訂・発行
人事委員会		この会の雇用する職員の人事関係全般についての調査研究を行うとともに、人事関係事務を取り扱う
運営委員会		法人と各保護者会の情報交換等を目的とし、隔月開催とする

5) 主任会

- (1) この会の業務を円滑に実施するためクラブ間および事務局との連絡・調整を行う
- (2) 指導員会を統括する
- (3) 人材育成理念に基づき、職員研修および人事考課を行う
- (4) 地区ごとに主任ブロック会議を開催し、情報共有および業務標準化をはかる

6) 指導員会

人材育成を主な目的とし、年3回開催する。内容により、地区別に開催する。

2. 人材育成

1) 基本的な考え方

法人理念および専門性に基づく次世代の職員を育成し、人事体系の確立を図る。
(1) 利用者（子ども・保護者）の立場にたった保育サービスを提供できる職員の育成
(2) 法人理念を理解し、社会的に求められる役割を果たすことができる職員の育成
(3) 職場の課題解決に積極的に取り組む意識および能力の向上
(4) 自己啓発の奨励・促進

2) 研修（別紙参照）

区分	種類	備考
法人内研修	階層別研修 (初任者・中堅者・管理者)	主任会を中心に正規職員の研修を実施
	クラブ間研修	12クラブ間の保育実践交流および保育の質向上を目的とし実施
	非常勤研修	主任会を中心に非常勤職員の研修を実施。テーマにより地区別に実施
職場外研修	児童青少年課主催研修	年4～5回
	全国学童保育指導員学校 全国学童保育研究集会	全国学童保育連絡協議会主催の研修
	関係諸機関による研修	子ども家庭支援センター、すみれ教室、町田の丘学園等主催の講習会
	その他	人材育成に関するセミナー等
資格取得	防災管理者講習 上級救急救命講習	
その他	全クラブへ専門書を整備し、自己啓発のための学習の促進を図る	

3) 非常勤職員教育

非常勤職員の人材育成のため、事務局および主任会を中心に教育・育成計画の体系化をはかる。また、2009年度に主任会が作成した非常勤職員の業務標準化をもとに、採用時における統一的な職員教育を確立する。

3. 啓発活動

法人全体の取り組みや課題、学童保育をめぐる状況、各クラブの様子等を伝え、情報発信およびコミュニティーづくりとして広報活動を行う。

また、学童保育を利用する保護者や市内の学童保育指導員にむけて学童保育をめぐる動きや課題等の情報提供および交流を目的とした啓発活動を行う。

1) ニュース発行

(1) 広報紙「くれよん」 月1回発行

市内の子どもに関わる機関、団体へ「くれよん」を送付する

(2) 事務局ニュース 随時発行

法人内部むけに個別課題や緊急性のある情報を事務局ニュースとして発行する

(3) 「ぷちくれよんだより」 季刊発行

主任会を中心に、ぷちくれよんひろば利用者へ交流を目的とした「ぷちくれよんだより」を作成し、全登録家庭へ発送する

2) ホームページの充実

(1) 法人の組織や活動、および学童保育に関する情報提供を行う

(2) クラブ単位のホームページを充実させ、保護者等への情報提供および交流を図る

(3) 地域の子育て支援のために、ぷちくれよんひろば専用のホームページを作成する

3) 町田学童保育指導員学校の開催

町田市内の学童保育クラブ相互の実践交流を目的に、第4回町田指導員学校の開催を行う。開催にあたり、指導員会を中心に他の学童保育クラブへよびかけ、実行委員会形式で実施する。

4) オレンジリボン運動への協力

東京都が毎年11月に児童虐待防止推進月間として実施している広報啓発活動「オレンジリボン運動」に協力し、啓発活動を行う。期間中に保護者へリーフレット等の配布、職員にオレンジリボン着用を促す。

5) その他

(1) 10月以降実施される就学児健診にむけて、パンフレットを配布

(2) 学童保育月間誌「日本の学童保育ほいく」の普及を図る。目標150部とする。

4. 子育て支援事業

1) 緊急一時保護

「町田市学童保育クラブ緊急入会事務要項」に基づき、町田市より緊急一時保護児童の受け入れの依頼があった場合、各クラブの定員にかかわらず受け入れを行う。

2) ふちくれよんひろば事業

目的	地域の乳幼児およびその保護者への遊び場提供および交流を図る
実施クラブ	8クラブ(大戸のびっ子、金井、高ヶ坂けやき、函師、鶴川、どろん子、なかよし、成瀬)
時期	4月および8月を除く毎月3回を基本
内容	午前中にプログラム企画または施設開放 ・2学期に保健師を招いて健康相談または学習会等を予定 ・3学期に保護者のグループ活動日を予定 ・地域のボランティアと協力し、連携を図る。
利用者アンケート	12月実施予定
広報活動	①ふちくれよんひろば専用ホームページの開設により毎月の活動紹介、実施予定、ふちくれだよりの掲載等 ②チラシ作成、公共施設等へ設置
その他	2009年度実施の利用者アンケートをもとに、遊具の充実を図る

実施にあたり、2009年度実施の利用者アンケートの評価を主任会で行い、2010年に取り入れる。

3) 卒会した児童の居場所づくり、家庭への子育て支援

- (1) 学童保育クラブで実施される行事等において、卒会した児童との交流を図る
- (2) 卒会した児童の保護者から寄せられる、子育てに関する相談を日常的に行う

5. 保護者会活動への支援

1) 保護者会との連携、支援

各クラブ保護者会相互の連携を深め、交流を図るとともに、身近な子育て支援の輪を広げる。あわせて学童保育クラブの充実のために協働をすすめる。

- (1) 各保護者会と法人との懇談会の開催
- (2) ソフトボール大会等の企画により、交流を行う
- (3) 学童保育に関する学習活動
- (4) その他必要な事業

2) 新規受託クラブの保護者会との連携、支援

新規受託したクラブの保護者会活動の支援(保護者会立ち上げの支援含む)を行い、法人に対する理解を広げ、連携を深めるよう努める。

3) 相原たけの子学童保育クラブ保護者会との交流

2009年度4月より当法人より公立クラブへ運営主体が移管された相原たけの子学童保育クラブ保護者会と、交流・連携を図る。

6. 関係団体・機関との連携

1) 行政との連携

(1) 児童青少年課

指定管理者として、必要な事項の協議および連携

(2) 地域子育て支援ネットワーク

地域子育て支援ネットワーク連絡会に参加し、児童虐待防止および地域の子育て支援に連携を図る。

(3) すみれ教室等、地域の子育て支援に関する諸機関との連携

(4) 小学校との連携

日常的に在籍児の通う小学校との情報交換を行うとともに、町田の丘学園および特別支援学級に通う児童に関し、特別支援教育コーディネーターとの連携を図る。

2) 学童保育に関する団体との連携

町田の学童保育における共通課題について、情報の交流および連携

(1) 町田市学童保育クラブ父母会連絡協議会（父母連協）

(2) 町田市学童保育を考える会（考える会）

3) 子どもに関する事業を行う団体・法人との連携

(1) 学童保育事業を行う他の法人との連携

①NPO法人子育て・子育て支援タグポートおよび町田市社会福祉協議会と日常的に情報交換を行う

②児童青少年課主催の施設長会に出席し、他法人との情報交換を行う。

③情報交換会を定期開催し、他法人とのより緊密な連携をはかる。

(2) 子育て支援に関する諸団体との連携

町田市内の子育て支援に関わる諸団体・NPO 法人に関する情報を収集し、交流・連携をはかる。

4) その他

事務局を中心に、NPO支援中間組織に関する情報収集を行う。

7. 学童保育の充実にむけた運動の支援

町田の学童保育の充実のために、必要な小学校区に複数設置の実現および大規模化する学童保育クラブの分割を目指して、市内の増設運動の支援を行う。また、保護者のニーズが高い4年生以上の保育受入れなど、諸課題に関する運動の支援を積極的に行う。

8. 会員の拡大

会の目的に賛同する会員を増やし、会を支えるとともに、学童保育運動の発展を図る。また、2010年度の課題として、会員募集の強化および会員制度の見直しを図る。

9. 事業拡大

町田市の指定管理者制度は、指定期間5年を基本としている。当法人が長期にわたり学童保育事業を継続する保障はなく、今後の法人事業のあり方を見直し、中期計画（2009～2011年度）に基づき、学童保育事業以外の子育て支援事業の具体的な事業展開を行う。

2010年度は、理事会を中心に高学年の子どもの居場所づくりに関するプロジェクトを発足し、計画立案を行う。

Ⅲ. 学童保育事業

1. 保育基本理念

法人「倫理綱領」「倫理綱領に基づく行動指針」「保育実践のガイドライン」「学童保育所保育指針」等、保育理念に関する法人諸規定に基づき、保育方針を定める。

2. 保育の目的

児童福祉法に基づき、保育が必要とされる小学校児童の、豊かで安全な生活の場を築くことによって、児童の心身の発達を援助する。

1) 保育目標

- (1) 命や自然を大切にすることを育む
- (2) 自立（律）する力をつける
- (3) 子ども集団との関わりの中で自己肯定感を育む
- (4) 健康な体と豊かな感性をもった心を育む
- (5) 自分の考えを表現できる力をつける

2) 保育基本方針

- (1) 児童を健やかに育てるため、保護者と職員が協力し、「共育で」を行う
- (2) 少子化や核家族の中で、関係諸機関と連携をしながら子育て支援を行う
- (3) 児童をとりまく情報や映像があふれる中で、豊かな感性と人間らしさが育つよう、良質な文化と自然体験を児童に保障する

3. 各クラブ保育（行事）計画 別紙のとおり

2011年度より新学習指導要領に基づく学校教育が始まる。移行措置として、2010年度の授業時数の増加が見込まれる。下校時間が遅くなることにより、学童保育クラブでの生活プログラムや行事内容の見直しを行う。

1) 交流・合同行事

各クラブ間の相互交流、および運営主体が異なる他クラブとの交流を積極的にすすめ、「町田の学童保育クラブ」として交流および連携を図る。

2) 地域との交流を目的とした行事の実施

- (1) 地域の諸団体との交流

地域の自治会や「子どもの安全見守り隊」など、地域での子どもの安全を願う団体等と、行事を通して交流をはかる。

(2) 地域の子ども（卒会生を含む）にむけた行事の実施

学童保育に在籍する子どもと地域の子どもの交流を目的に、行事を実施する。（工作教室、ミステリーツアー、映画会など）

4. 苦情解決

法人苦情解決制度に基づき、保護者および地域から寄せられた苦情に対し誠実に対応するとともに、改善・向上に活かしていく。

5. 子どもの事故防止

主任会を中心に、保育中の事故防止のため「ヒヤリハット」記録の実施、事故防止の方策の検討・分析を行い、リスクマネジメント強化をはかる。2010年度はクラブ外保育（遠足）における事故防止マニュアルおよび各クラブの地域危険箇所マップ作成を行う。リスクマネジメントに関する非常勤職員にむけた職員教育を行い、事故防止に努める。

また、児童用防災頭巾を整備する。

6. その他

1) 業務改善

7月に各クラブ保護者に対し、利用者アンケートを実施し、満足度調査を行う。また、アンケート結果を分析し、施設運営・保育サービスの向上をめざす。

2) ボランティア等の受入れ

(1) ボランティアの受入れ

ボランティアの受入れを積極的に行い、施設への理解を深め、地域とのネットワークを広げるとともに、ボランティアによる外部的な視点を享受し、施設運営の価値観の見直しを図る。募集および受入れに関する諸手続きは各クラブにて行う。

(2) 職場体験、実習等の受入れ

中学生職場体験や高校生の職場体験、実習等の受入れを行う